

みなみまぐろ保存委員会手続規則

規則 1

代表

1. みなみまぐろの保存のための条約（以下「条約」という。）の各締約国は、みなみまぐろ保存委員会（以下「委員会」という。）の加盟国（以下「加盟国」という。）を構成し、3名以下の代表により代表されるものとする。これらの代表は、専門家及び顧問を同伴することができる。各加盟国は、委員会の各会合の開始前できる限り早く、代表団長の特定を含む委員会への代表、並びに代表と同伴する専門家及び顧問の氏名、さらにその変更について事務局長¹に通報しなければならない。

2. 各加盟国は、閉会期間中における事務局長との連絡に第一義的責任を有する担当者を指名し、担当者の氏名と連絡先及びその変更について事務局長に通報しなければならない。

規則 2

委員会の会合

1. 事務局が設置され、委員会の本部の所在地が決定するまでの間は、委員会の年次会合は、別途決定しない限り、加盟国の1つで順番に行うものとする。

年次会合

2. (a) 委員会は、毎年8月1日の前又は委員会が別途決定する他の時期に年次会合を開催するものとする。
- (b) 事務局が設置され、委員会の本部の所在地が決定した後は、委員会の年次会合は加盟国の1つで順番に行うものとする。いずれかの加盟国が年次会合を主催することを希望しない場合には、当該年次会合は、委員会が別途決定しない限り、委員会の本部で開催するものとする。
- (c) 年次会合の開催通知は、当該会合の暫定議題案とともに、事務局長により、会合開始の日の100日以上前にすべての加盟国に送付されなければならない。

¹ この規則の目的のため及び条約第10条2に基づき、事務局長に対する言及は、事務局が設置されるまでの間、書記として行動する職員にも言及されるものとする。

特別会合

3. (a) 委員会の特別会合は、いずれかの加盟国から要請があり、かつ、少なくとも他の2つの加盟国の支持がある場合に、議長により召集されるものとする。
- (b) 議長は、事務局長と相談するとともに、状況が許すかどうかについて加盟国に意見を聞いた上で、特別会合の時期と場所を決定しなければならない。
- (c) 特別会合の開催通知は、事務局長により、会合開始の日の30日以上前にすべての加盟国に送付されなければならない。

定足数

4. 定足数は加盟国の3分の2とする。

規則3

オブザーバー

1. 条約第14条に基づき、すべての加盟国の承認がある場合に、事務局長は、以下の国、団体又は機関に対し、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。
 - (a) この条約の締約国でない国又は団体であってその国民、住民又は漁船がみなみまぐろを採捕しているもの及びみなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国：及び
 - (b) 政府間機関又は要請がある場合に非政府機関であってみなみまぐろに関し特別の能力を有するもの又は条約の目的の達成に対し貢献しうる能力を有するもの。
2. 規則3.3及び3.5に規定されている場合を除き、委員会は、規則3.1に言及される国、団体、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関について、直前の会合に招請したときは、これらのうちいずれに対し次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請するかを、当該直前の会合において決定するものとする。
3. 委員会は、規則3.1に言及される特定の国、団体、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関に対して、長期的なオブザーバーの地位を承認することができる。委員会による長期的なオブザーバーの地位の承認は、承認の対象となる会合の形式を特定し、その承認は委員会によって取り消されるまで効力を有する。加盟国は、長期的なオブザーバーの地位の承認を取り消すための要請を、その理由を添えて書面にて行うことができる。事務局長は、委員会の加盟国及び該当するオブザーバーへの情報として、その要請及び添付された理由

を回章する。長期的なオブザーバーの地位は、加盟国から当該要請を受領した時点で停止される。このような要請は、次回の委員会の会合の60日以上前であれば閉会期間中に行うことができる。事務局長は、委員会が決定した長期的なオブザーバーの地位に関するすべての最新の承認リストを保持し、規則3.7に基づき該当する会合についての長期的なオブザーバーの地位を有するオブザーバーに対して招待状を発出するものとする。

4. 委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を表明した非政府機関は、みなみまぐろに関する機関の能力、又は条約の目的の達成に対し貢献しうる機関の能力について説明する情報を事務局長に提出しなければならない。

5. 委員会の会合の50日以上前に事務局長は、次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を示した規則3.3に基づく長期的なオブザーバーの地位を有していない国、団体及び機関の名称を加盟国に通知するとともに、規則3.4に基づき非政府機関から入手した情報を加盟国に提供しなければならない。事務局長はさらに、規則3.1に言及されている国、団体又は政府間機関のうち、委員会の会合に招待されていないが、会合への出席が委員会の作業に貢献する可能性のあるものの名称を加盟国に示すことができる。

6. 委員会は、事務局長が規則3.5により行った助言又は示唆に基づき、招請するオブザーバーについて規則6.5に従って決定するものとする。もしある加盟国が、特定の国、団体又は機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することに反対する場合には、その加盟国は、書面で反対の意志及びその理由を事務局長に通知しなければならない。加盟国は、他の加盟国が特定のオブザーバーを招請することに反対する場合には、反対の意志及びその理由を通報されるものとし、そのような反対は、次回の委員会会合の早い段階で検討されるものとする。事務局長は、書面による反対の意志を受領した場合には、反対された国、団体又は機関に対し、反対した加盟国名及び提供された理由を通知するものとする。

7. 事務局長は、会合の開始の28日以上前までに、オブザーバーに対する委員会の会合への招請状を発出するものとする。招請状を受領したものは、会合の開始の少なくとも14日前までに、招請の諾否及び会合に出席するオブザーバーの詳細を事務局長に書面で通知しなければならない。

8. オブザーバーは、委員会の公開及び非公開のセッションに出席することができる。いずれかの委員会の加盟国が要請する場合には、委員会は、議題のどの部分の討議を加盟国だけに限るかについて決定するため、オブザーバーの出席なしでの会合を持つものとする。以上の規定にもかかわらず、いずれかの加盟国が要請する場合には、委員会の会合にオブザーバーとして出席することを非政府機関に招請することに関する委員会のセッションは、加盟国のみに制限されるものとする。

9. 議長は、加盟国が反対しない限り、オブザーバーが委員会で発言する機会を与えることができる。オブザーバーは、委員会の意志決定に参加する資格はなく、投票することはできない。

10. オブザーバーは、情報としての書類に限り、加盟国への配布のために事務局長に文書を提出することができる。そのような文書は、委員会が検討する事項に関係するものでなければならない。委員会のいずれかの加盟国が要求しない限り、そのような文書は提出されたものに使用されている言語によるもののみとする。

11. 委員会は、オブザーバーから提出された文書を検討することができるものとする。

規則 3 A

協力的非加盟国

1. 協力的非加盟国の権限で拡大委員会への参加が認められた国（団体）は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟国の参加を制限することを決定することが出来る。

規則 4

議長及び副議長

1. 委員会は、各年次会合の終了時において、議長及び副議長を務める個人を選出するものとする。議長及び副議長は異なる加盟国から選出されるものとし、次の年次会合における議長の選出までの間在任するものとする。議長及び／又は副議長は、さらに1年間の任期を最大で3回まで再任されることができる。議長がその任を全うすることができない場合は、新たな議長が選出されるか、又は議長がその任を再開できるようになるまでの間、副議長が議長の任を果たすものとする。委員会が議長及び／又は副議長を選出することができない場合は、議長が選出されなかった場合は主催国（次年の年次会合を主催予定である加盟国）が議長を提供し、副議長が選出されなかった場合はその次の主催国である加盟国が副議長を提供するものとする。

2. 議長は、委員会の会合に議長として参加するものとし、投票権を含む加盟国の代表としての権利を同時に行使することはできないものとする。自国の代表が議長に選出された加盟国は、他の者を代表として指名することができる。

3. 事務局が設立されるまでの間は、議長は、条約第10条3に規定された事

務局の機能を果たすため、その所属する政府の中から1年の期間委員会の書記として行動する職員を指名するものとする。議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名と連絡先を加盟国に通告するものとする。

4. 議長が不在の場合は、副議長がその任務を代行し、議長あるいは副議長がその任務期間の満了以外の理由で欠けたときは、委員会の承認を得ることを条件に、残りの任務期間について、前任者と同じ加盟国の代表から選出されるものとする。

5. 議長の権限と任務は次のとおりとする：

- (a) 委員会の会合の開会と閉会を宣言すること；
- (b) 委員会における討議を指揮すること；
- (c) 発言の機会を与え、発言の時間を制限すること；
- (d) 議長の議事運営について委員会の決定に付すことを要求する各代表の権利に従い、動議を処理すること；
- (e) コンセンサスの存在を決定し、必要な場合には投票に付し、その結果を発表すること；
- (f) 会合に対して、決定の論理的根拠を明らかにするよう指揮すること；
- (g) 委員会に代わり、すべての加盟国、出席した国、団体、政府間機関及び非政府機関に配布するために、委員会の会合の進行についての報告書に署名すること；
- (h) その他のこの規則に規定された権限及び責務を実行し、委員会の活動がその決定に基づき効果的に実施されることが確保されるよう判断し、事務局長に指示すること。

規則5

議題

1. 各年次会合の暫定議題案は、議長と相談の上事務局長により作成され、規則2に言及される年次会合開催の通知とともに加盟国に送付されるものとする。
2. 会合の議題に追加事項を提案する加盟国は、その事項を会合の開始の日の70日以上前に、その説明文とともに事務局長に通報しなければならない。

暫定議題

3. 各年次会合の暫定議題は、議長と協議の上、事務局長によって準備される。その暫定議題は、会議開催の60日前までに事務局長によってすべての加盟国に発送される。暫定議題は以下を含む。

- (a) 拡大委員会による決定の承認。
- (b) 委員会が、事前に暫定議題に含めることを決定しているすべての項目。

また、

- (c) 委員会の加盟国によって要求されているものに含まれるすべての捕捉項目。

3の2. 年次会合の暫定議題は、当該暫定議題が加盟国に送付されてから5就業日以内にいずれかの加盟国がその公表に反対しない限り、公表されるものとする。

4. 暫定議題は、その関係する会合の冒頭で確認されなければならない、会合においてさらに修正されることがあるものとする。

特別会合の暫定議題

5. 特別会合の暫定議題は、その会合が開催される目的に関する事項を基礎として、議長と相談の上事務局長により作成され、規則2に言及される特別会合開催の通知に付されるものとする。

5の2. 特別会合の暫定議題は、当該暫定議題が加盟国に送付されてから5就業日以内にいずれかの加盟国がその公表に反対しない限り、公表されるものとする。

特定の問題についての議題

6. 次の議題に関する事項については、事務局長は、会合開始の60日以上前までにすべての加盟国に対し配布するための説明文書を用意しなければならない。

- (a) 条約第8条3に基づくみなみまぐろの保存、管理又は最適利用に関する措置の決定：
- (b) 条約第8条5に基づく勧告の決定：
- (c) 条約第8条10に基づく補助機関の設置：
- (d) 条約第14条に基づくオブザーバーの招請：及び
- (e) 条約第6条8に基づく現在の手続規則の改正、並びにその他の内部規則の決定及びその改正。

規則6

投票

1. 各加盟国は、委員会において1の票を有するものとする。委員会の決定は、委員会の会合に出席する加盟国の全会一致の投票によるものとする。

2. 出席するすべての加盟国との相談の後、議長は、自己の見解により特定の提案に対しコンセンサスがあると認め、委員会の決定とすることを提起するものとする。この提起に対しいずれかの加盟国から投票に付すべしとの要求がなく、又は提案に対する検討を遅らせるべしとの提案がない限り、議長は提案は委員会の決定として採択されたと表明するものとする。

3. いずれかの加盟国が連呼による投票あるいは秘密投票を要求しない限り、委員会の会合の投票は挙手により行われるものとする。

4. 連呼による投票は、すべての加盟国の名称の英語のアルファベット順とする。最初に指名される加盟国の名称は、議長のくじによるものとする。

5. 委員会が会合を開催していない際に必要となる場合には、委員会の決定は、加盟国の全員一致の投票で行われるものとする。投票は、事務局長によって実施され、郵便、ファックスあるいは電子メールによって行われるものとする。決定は、拡大委員会で合意された形式で事務局長により正式に記録され、加盟国に回章される。事務局長が加盟国は提案を受領したと考える場合であって、その提案に対し21日以内に返答しないときには、その加盟国は提案に賛成したものとみなすものとする。

規則7

補助機関

1. 委員会は、その設置する補助機関の構成及び付託事項を決定することができる。委員会が別途決定しない限り、この手続規則のうち適用可能な部分は、すべての補助機関に適用されるものとする。

規則8

科学委員会議長

1. 科学委員会議長は、委員会の会合、委員会により決定される規則7に言及される補助機関の会合に、投票権を有しないかたちで参加することができ、科学委員会の報告を委員会に行い、報告に関して委員会で発言するものとする。

規則8の2

科学的助言

1. 科学委員会は、予防的な取組方法に適合する助言を委員会への助言に含めるものとする。

規則 9

事務局

1. 委員会は、委員会及び科学委員会を助けるために、条約に従って委員会が決定する手続き及び事項に基づき、1人の事務局長を含む事務局を設置することができる。事務局長は、任命の日から3年間在任し、委員会による再選を妨げないものとする。

2. 事務局が設立されるまでの間は、規則4.3に言及される職員が、条約第10条3に規定される事務局の機能を1年間担当するものとする。

3. 委員会は、必要な場合には委員会が決定する規則、手続き及び事項に従って事務局長が採用し、指示し、指導する事務局の職員を置くことを認めるものとする。

4. 事務局は以下を含む委員会により定められた機能を果たさなければならない。

- (a) 委員会の公用通信を発受すること；
- (b) 条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること；
- (c) 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告及びその他の報告を作成すること；及び
- (d) 委員会の年次会合のために事務局の活動に関する年次報告を作成すること。

規則 10

報告書

1. 事務局長は、すべての委員会の年次会合及び特別会合の報告書を用意するものとする。年次会合の報告書には、前回の年次会合以降の委員会活動の要約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに修正され得るとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。

2. 委員会は、決定の論理的根拠について、委員会に提供された科学的助言と異なる点とともに明確にし、事務局長が用意する年次会合又は特別会合の報

告書に含めるものとする。

3. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正され得るとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。
4. すべての補助機関又は諮問機関は、それぞれの会合の終了前に報告書を採択し、委員会に報告書を提出するものとする。
5. このパラグラフに従って、委員会、補助機関又は諮問機関の会合の報告書は、加盟国が報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、委員会による採択又は規則6のパラグラフ5の規定に基づく決定により、委員会の外部に公表されることになる。この要求は、委員会報告書が採択される前、又は公表が決定される前に行われなければならない。その場合に、委員会は、公表する対象者を含めその公表を制限するか否かについて、また制限する範囲について決定する。
6. パラグラフ8及び9並びに規則5に従って、委員会会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。
7. パラグラフ8及び9並びに規則5に従って、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出されている委員会会合の報告書が採択された場合に、又は規則6のパラグラフ5の規定に基づく決定により、委員会の外部に公表される。文書の公表を制限するための要求は、その報告書の採択採択又は公表の決定の前に行われなければならない。
8. 仮に委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、以前に委員会並びに補助機関又は諮問機関へ提出された文書のデータを含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、それを公表する許可を得る前に以前の文書の制限を要求した著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）の許可を得なければならない。以前の文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）が、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。

9. 委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、データ又はデータの成果物を含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、その公表のためその元データを有する加盟国の許可を得なければならない。その元データを有する加盟国は、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。
10. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることになっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。
11. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷物は、印刷及び配布のための経費を補うものとして、事務局長によって定められた料金で、一般に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーはインターネット上で入手可能とするものとする。

規則 1 1

その他

1. 別途委員会が決定しない限り、委員会の会合の開会のセッションは、公開されるものとする。
2. 委員会のその他の進行は、規則 3. 8 に従い非公開とし、別途委員会により決定されない限り、加盟国及びオブザーバーにのみ公開されるものとする。
3. 委員会は、会合の進行を加盟国のみに限ることを決定することができる。